明電グループ
贈収賄防止指針

2020年6月

株式会社　明電舎

コンプライアンス委員会

はじめに

当社は、明電グループ企業行動規準を定めコンプライアンスの取り組みを推進しています。企業行動規準では、法令その他社会規範を遵守すること及び贈答・接待の規準を定め、贈収賄行為禁止の姿勢を示しているところです。

本指針は、明電グループ企業行動規準で定めた贈収賄行為禁止に基づき、贈収賄防止法令等を遵守し、適正な事業活動を推進するために、より具体的な基準を定めるものです。

明電グループ各社並びに明電グループの全構成員は、本指針に従い、事業活動に関わる贈収賄防止法令等を遵守し、適切な行動をとってください。

本指針を遵守することは、社会との約束を守ることでもあり、お客様や社会からの信頼の基礎となるものです。

本指針をよく理解し適切な事業活動を展開し、明電グループの発展に繋げてください。

2020年6月

取締役社長　三井田 健

【明電グループ贈収賄防止指針】

1 贈収賄行為の禁止

（1）明電グループの全構成員は、事業活動上の不当な利益を得ること又は維持することを目的に、明電グループが事業活動を行う国や地域の公務員等[※1]や、明電グループの顧客（民間の事業体又は個人）への贈収賄行為を行いません。

（2）本指針において、「贈収賄行為」とは、不正の意図、目的をもって、直接又は間接[※2]を問わず、金銭、贈答、供応接待、寄付、サービス、雇用、その他便益（有形、無形を問わずあらゆる価値のあるもの）の申込みをする、提供をする、約束をする、要求をする、受諾をすることで、その見返りとして、違法、反倫理的、又は背信的な行動（不適切な便益）を相手方に求めること、あるいは相手方に与えることをいいます。

※1
公務員等とは、一般的には以下①～④に例示した事業体又は個人をいいます。
個別具体的には、適用される贈収賄防止法令等の規定に従います。

①立法、行政、司法の職にある者
②行政機関（公共の利益に関する事業を行う目的で、法令に基づき設立された組織）及びその職員
③公的企業及びその職員
④公的国際機関の職員又は事務委託を受けている者

※2
ビジネスパートナーを含む第三者を経由して行われた場合も、「贈収賄行為」に含まれます。

2 法令遵守

明電グループの全構成員は、明電グループが事業活動を行う国や地域において適用される全ての贈収賄行為の防止を目的とする法令や規則等（以下「贈収賄防止法令等」といいます。）を遵守します。

3 記録管理

明電グループは、全ての取引、支出及び資産の処分について、社内規則及び手続きに基づいた適正な会計処理と記録を行い、その記録を適正に保管します。

4 通報制度

(1) 明電グループは、適用される贈収賄防止法令等及びこの指針に違反する行為あるいは違反の疑いのある行為（以下「違反行為等」といいます。）についての相談や通報の受付窓口を設けます。

(2) 明電グループの全構成員は、違反行為等を知った場合は、上司、相談窓口、あるいは適切な経路を通じて、速やかに報告します。

(3) 明電グループは、コンプライアンス責任者あるいは受付窓口への通報に関して、誠実な通報者に対するいかなる形態の報復行為も、一切行いません。

(4) 明電グループは、違反行為等を認識した場合、適切に調査し、自らこれを是正するために必要な行動をとります。

5 罰 則

適用される贈収賄防止法令等及びこの指針に違反した明電グループの違反者は、所属する会社が定める懲戒規定に従い懲戒処分の対象とします。

6 グループ各社の取り組み

明電グループ各社は、本指針に基づき、贈賄賄行為を防止するために必要な規程、制度及び手続きを整備し、贈収賄防止法令等及び本指針を遵守すべく、教育の実施その他必要かつ適切な措置を講じます。

以 上